知調三発第１６０号
令和３年３月１２日

文部科学大臣　萩生田 光一　様

全国知事会会長
徳島県知事　飯泉　嘉門
文教・スポーツ常任委員会委員長
香川県知事　浜田　恵造

著作権法の一部を改正する法律案について

令和３年３月４日付け事務連絡で、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の３第５項の規定に基づき情報提供のあった標記法律案について、下記のことを申し入れます。

記

１　補償金をサービス利用者が負担するよう、国における環境整備を着実に行うこと。
２　現場に過度な負担が生じない合理的な制度・運用、簡素な事務処理スキームの構築、統一的なシステム構築について、都道府県をはじめとして図書館関係者の意見を十分に聴取し、具体的に制度設計を行うこと。
３　公共図書館が特定図書館としての要件を備えるために行う人的、物的管理体制の整備に対して、必要な財政措置を行うこと。

なお、当該法案については、これまで地方公共団体に十分な情報の提供がなされていないほか、改正案文の情報提供が閣議決定の直前となるなど、法案に地方公共団体の意見を反映することは困難な状況にあると言わざるを得ない。

ついては、地方自治法第 263 条の３第５項の趣旨に鑑み、以後の情報提供にあたっては、時宜にかなった資料の提供や説明を行い、地方公共団体が意見を述べる機会を十分確保できるよう配慮するとともに、当該法律の施行にあたっては、地方公共団体の意見が十分に反映されたものとなるよう適切な措置を取られることを強く要望する。